

学校いじめ防止基本方針

東京成徳大学中学・高等学校

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

「いじめは絶対に許されない」との意識を持ち、組織的に対応することが必要である。そこで「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめの未然防止を図るとともに、いじめの早期発見に取り組み、いじめを認知した場合は適切に解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から以下のとおり定義されている。「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(2) いじめに対する基本的な考え方

「いじめは絶対に許されない」、「いじめは人権侵害になる」、「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識を持つ。いじめの未然防止および早期発見は、学校の重要課題である。

(3) いじめの構造

いじめは、「いじめを受けた生徒」・「いじめを行う生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。また、いじめを受けた生徒がいじめを行う生徒になることも、いじめを行う生徒がいじめを受ける生徒になることもある。

(4) いじめの態様

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品を要求される。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ SNS等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。など。

3 いじめ防止の指導體制・組織的対応

生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにするために、「いじめ防止対策委員会」を設置する。いじめ防止対策委員会は、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが認知された場合は、組織的に適切かつ迅速にこれに対処することを目的とする。

4 いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。

教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

(2) 特別活動・道徳的な教育の充実

- ・LHR、学校行事や部活動、自分を深める学習の時間における望ましい人間関係づくりの活動

(3) 教育相談の充実

- ・学級担任による面談の定期的実施
- ・スクールカウンセラーや教育相談担当教員による教育相談

(4) 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚

- ・講演会等の開催

(5) 情報教育の充実

- ・教科「情報」（中学では「技術」）や講習会におけるモラル教育の充実

5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、定期的な面談や生活実態アンケートの実施やスクールカウンセラーとの情報共有において、生徒の変化を見逃すことなく発見し、対応することが重要である。いじめ行為の予兆を発見した場合には、関係する生徒からの聞き取りを行うとともに、生徒指導部長に報告し、教員間で情報を共有する。また、組織的な事実確認を進めながら、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめを受けた生徒や通報した生徒の安全を確保する。

6 いじめへの対応

(1) いじめ問題に向けての校内組織

本校では、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止等の対策を実効的に行うため「いじめ防止対策委員会」を設置する。

校長、副校長、教頭、生徒指導部長、生徒指導部課長、養護教諭、事務長を構成員とし、必要に応じて学年主任、学級担任、部活動の顧問、スクールカウンセラーの出席を求める場合もある。

(2) 生徒への対応

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。いじめを受けた生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、いじめを行う生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導・支援を根気強く行うことが大切である。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

いじめを受けた生徒に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた生徒の安全を確保する。あわせて、いじめを受けた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、スクールカウンセラー等）と連携し、いじめを受けた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめを受けた生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめを行う生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめを受けた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。

(3) 関係のあった集団への対応

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが望まれる。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

① 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為が疑われる場合

② 児童相談所との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言

③ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療や指導・助言

(5) いじめの解消

解消には以下の2つの条件がある。

- ① いじめが相当期間(3ヵ月を目安とする)止んでいる。
- ② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていない。

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者やSNS等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、SNS等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

① 保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り

② 情報教育の充実

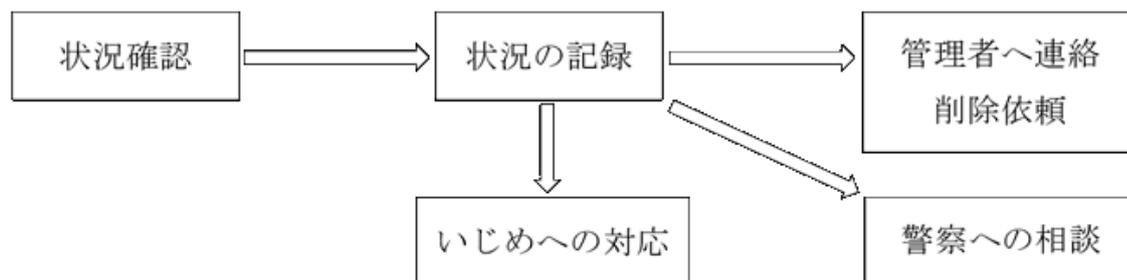
- ・教科「情報」における情報モラル教育の充実
- ・ネットリテラシー講座の実施

(3) ネットいじめへの対処

① ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報

② 不当な書き込みへの対処



8 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・いじめに起因する精神性の疾患を発症した場合

- ・身体に重大な障害を負った場合(自傷行為、暴行による外傷)
 - ・高額の金品を奪い取られた場合
- ② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。
- ・年間の欠席が 30 日以上の場合
 - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態時の報告・調査

学校が重大事態と判断した場合、東京都(私学部)に報告するとともに、速やかにいじめ防止対策委員会を開き、組織的に対応し、事実関係を明確にするための調査を実施する。